

カント『純粹理性批判』における第三の二律背反について

藤井, 誠

<https://doi.org/10.15017/2328686>

出版情報：哲學年報. 33, pp.205-228, 1974-03-30. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：



カント『純粹理性批判』における

第三の二律背反について

藤 井 誠

カントの『純粹理性批判』・第二部門「超越論的弁証論」・第二篇・第二章における第三の二律背反とは、「現象の發生の絶対的完全性」という宇宙論的理念をめぐる繰り広げられる合理的宇宙論 (cosmologia rationalis) の形而上学的ドグマと懷疑論と化した經驗論の反形而上学的ドグマとの係争において否応なく自己矛盾に陥ってしまう人間理性の最も奇妙な現象の謂である。即ちこの係争において、前者は「自然法則に従う因果性は、世界の現象が悉くそれから導出され得る唯一の因果性ではない。現象の説明には更に自由による因果性を想定する必要がある」⁽¹⁾ (A444, B472) と主張し、後者は「自由は存在しない。世界における一切のものは端的に自然法則に従って生起する」(A445, B473) と主張する。ところが、これらの主張は孰れも反駁不可能な証明に基づくものであり、また当の問題が經驗には全く与えられ得ぬ「単なる理念」に関わるものであるために、理性は孰れが真で孰れが偽かを判別できず、困惑に陥って

しまうのである。カントはおよそこのような人間理性の注目すべき現象を第三の二律背反と称している。

ところで、この第三の二律背反は、批判哲学の成立において重要な役割を演じた問題であった。このことは次の二つの点から言えよう。先ずカントは、晩年の Christian Garve 宛書簡において、彼の批判の出発点となった問題は「神や〔魂の〕不死性等ではなく、純粹理性の二律背反であった」と語っているからである。次にカントは、『プロレゴメナ』・序言において、「デイヴィド・ヒュームの警告が正しく数年前はじめて私の独断的微睡を破り、思弁的哲学の分野における私の研究に全く別の方向を与えたものであった」と告白している。ここに言う「ヒュームの警告」とは「原因と結果の必然的結合」をその本性とする「因果性の觀念」の起源の究明に基づいたヒュームの所謂「因果律批判」のことであるが、第三の二律背反は内容的にこれと直結する問題だからである。かくて正しく第三の二律背反は批判哲学の端緒として重要な意味をもつ問題であり、従ってまたそれを正確に把握することは批判哲学研究の上で必須の要件でもあろう。

ところが、この第三の二律背反について、殊にその「批判的解決」について、通常カント研究者たちの間で問題のある解釈が行なわれているように思われる。周知の通りカントは、第一及び第二の所謂「数学的二律背反」(mathematische Antinomie) に対して「定立も反定立も共に偽である」という解決を行うが、第三及び第四の所謂「力学的二律背反」(dynamische Antinomie) に対しては(事情を全く一変して)「定立も反定立も共に真であり得る」という解決を行っている⁽⁴⁾。ところが、第三の二律背反に対してかかる数学的二律背反と異った解決をカントが行った理由を、後で見るように、カント研究者たちはしばしば実践的自由に対するカントの配慮という点に求めているのである。

この解釈は確かに数学的・二律背反と力学的・二律背反に対するカントの取扱いの相異が生ずる所以を或る意味で美事に映出するように思われる。しかし、果してこの解釈は正當なものと言えるだろうか。私には、この解釈には疑問の余地があるように思われる。何故ならば、もしこの解釈が正しいとすれば、カントの行った第三の二律背反に対する解決は、重大な誤謬に基づくものであり、徒勞と化してしまふように思われるからである。

それでは、この解釈には如何なる問題が潜んでゐるのであるか、またこの解釈が私の指摘通り疑問的だとすれば、第三の二律背反に対するカントの解決は如何なるものと理解すればよいのであろうか。私は小論においてこの問題を考察してみようと思ふ。

註

- (1) I. Kant, Kritik der reinen Vernunft. この書について本文では慣例に従ひ第一版をA、第二版をBと略して原版の頁を示す。また註にはK. d. r. V. と略記し、同様にしてその頁を示す。なお、この書に限らず引用文中で筆者による挿入は全て「」で示す。
- (2) Vgl. Kant's Gesammelte Schriften, Akademie-Ausgabe, (以下 Akad. と略記す) Bd. XIII, S. 257ff. & Vgl. I. Kant, Prolegomena zu einer jeden künftigen Metaphysik, die als Wissenschaft wird auftreten können, Akad., Bd. IV. (以下 ProI. と略記す) § 50, S. 338.
- (3) Vgl. ProI., Vorrede, S. 260.
M・アッペルはこの「ユームの警告」が、批判哲学の全体を志すところより一般的な意味におこつ、「純粹理性の二律背反」および「独断的独断」を破つたところをわづかしく考へてゐる。Vgl., Max Apel, Kommentar zu Kants Prolegomena, Verlag von Felix Meiner, Leipzig, 1923, S. 217~218.
- (4) Vgl. K. d. r. V., A531~532, B559~560.

二

ところで、小論のかかる課題を考察する前に、我々は純粹理性の二律背反一般についてのカントの論究を（第三の二律背反と関係する箇所を中心に）概観しておかねばなるまい。と言うのも、以下に見るようにそこでカントは純粹理性の二律背反が全て「超越論的仮象」に外ならぬことを明らかにして行くのであるが、それを見れば第三の二律背反に対して「定立も反定立も共に真であり得る」という解決の生ずる余地は、全くないことが明らかに成り、従ってまたそれによって前章で触れたようなカント研究者たちの解釈も当然生ずるのであろうことが明らかになって行くからである。

(一) カントによれば理性は、「被制約者 (Das Bedingte)」が与えられていれば、制約の総体も、従ってまた端的に無制約者 (das Unbedingte) も与えられている。そして被制約者にかかる無制約者によってのみ可能である」(A409, B436) という原則に従って、「与えられた被制約者に対して、制約の側における絶対的全体性を要求し、かくてカテゴリーを超越論的理念に仕立て、経験的綜合を無制約者に達するまで継続することによって、この経験的綜合に絶対的完全性を与え」(ibid.) ようとするのである。従って二律背反を惹起する宇宙論的理念は、無制約者にまで拡張されたカテゴリーに外ならず、カテゴリー表に基づいて完全に表示されよう。かくてカントは、その綜合が背進的、(regressiv) 行なわれるカテゴリー、即ち「被制約者に対する制約が、制約からそのまた制約へというように逐次に

従属的な制約の系列を成立させる」(ibid.)カテゴリーから、(1)「あらゆる現象の与えられた全体の合成 (die Zusammensetzung) の絶対的完全性」、(2)「現象において与えられた全体の分割 (die Teilung) の絶対的完全性」、(3)「現象の発生 (die Entstehung) の絶対的完全性」及び(4)「現象における変化するものの現実的存在の依存性 (die Abhängigkeit des Daseins) の絶対的完全性」という四つの宇宙論的理念を導出する。¹⁾

かかる理念に導かれて理性は現象における客観的制約の無制約的統一としての無制約者を求めて行くが、この無制約者は二通りに考えられる。第一には、それが全系列において成立すると考えられる場合である。この系列においては、一切の項は例外なく被制約的であり、系列全体だけが絶対に無制約的であろう。また第二には、無制約者が系列の一項にすぎないと考えられる場合である。この系列においては、他の一切の項はその一項に従属するが、その一項は他の如何なる項にも従属しないであろう。²⁾このように無制約者について二通りの考え方が成立する。従って宇宙論的理念についても二通りの相対立する見解が生ずるであろう。かくて理性は、不可避的に二律背反に陥ってしまうとカントは言うのである。

(二) 周知の四つの二律背反はこうして命題化されたものであるが、小論の冒頭でも示したように、第三の二律背反は次のように定式化されている。

定立「自然法則に従う因果性は、世界の現象が悉くそれから導出され得る唯一の因果性ではない。現象の説明には更に自由による因果性を想定する必要がある。」(A444, B472)

反定立「自由は存在しない。世界における一切のものは端的に自然法則に従って生起する。」(A445, B473)

カントによれば、かかる二律背反を構成する定立と反定立は、その真偽を「経験において実証される見込みもなければ、反駁されるおそれもなし。」(A421, B449)何故ならば、それらは孰れも経験には全く与えられ得ぬ「単なる理念」についての主張だからである。またそれらは、不幸なことに、「孰れも自己矛盾を含まぬばかりか、その必然性の制約を理性の本性に見出し」(ibid.)、孰れも反駁不可能な証明に基づいてなされる主張である。⁽³⁾従ってそれらは全く同等の権利と資格をもつ主張なのである。かかる主張の真偽を一挙に判別することは、理性にとって全くの不可能事であろう。そこでカントは、所謂「懐疑的方法」(skeptische Methode)によって、先ず双方の主張を思う存分争わせるように仕向け、次に「かかる二律背反は如何なる原因に基づいているのか」(ibid.)を究明し、しかる後に「かかる矛盾に陥ってもなお理性には確実性に達する道が開けているかどうか、もし開けているとすればどのような開けているのか」(ibid.)という観点から双方の主張の真偽を検討せんとするのである。

それでは、定立と反定立との争いとは如何なるものであろうか。我々は、その一端を第三の二律背反における争いを再現することにより見ておこう。

定立の証明

自然法則に従う因果性しかないとしよう。すると、生起する一切のものは、それが規則に従って繼起する以前の状態を前提する。ところで、この状態も、同様に生起したものでなければならぬので、更に自分より以前の状態を前提し、かくて無限に背進する。それ故に、一切のものが自然法則に従ってのみ生起するとすれば、「第一の始まり」は決してなく、いつでも「下位の始まり」があるだけであり、順次に派生する原因の側における系列の完全性は全くないことになる。しかるに、自然法則の主旨は、ア・プリオリに十分に規定された原因がなければ何もかも生起しない、ということである。それ故に、一切の因果性は自然

法則に従ってのみ可能であるという命題は、無制限な普遍性を主張すると、自己矛盾する。従って、自然法則に従う因果性は唯一可能な因果性ではあり得ない。我々は、自然法則に従って進行する現象の系列を自ら始める絶対的自発性、即ち超越論的自由を想定せねばならない。⁽⁴⁾

反定立の証明

超越論的自由が存在するでしょう。すると、そのような自由による因果性は、自分よりも以前の状態と全く因果的結合をもたず、またこの状態からは決して生じて来ないような原因の状態が可能であることを前提する。しかるに、このことは、因果律に反し、経験の統一を不可能にする。従って、超越論的自由は、如何なる経験においても見出されず、「空虚な思惟物」にすぎない。⁽⁵⁾

(三) さてそれでは、かかる二律背反は如何なる原因に基づいているのであろうか。このことを明らかにすべく、二律背反を「解決する鍵」として、カントは「超越論的観念論」(transzendentaler Idealismus)の立場を援用する。即ち、カントは言う、「超越論的意味での實在論者は、我々の感性の変様をそれ自体存在する事物となし、それ故に単なる表象を物それ自体となす」(A491, B519)が「超越論的感性論」が証明したように、「空間或は時間において直観される一切のものは、従って我々に可能な経験の一切の対象は、現象に外ならない。換言すれば、延長をもつ存在物或は変化の系列として表象される限りにおいて、我々に可能な一切の対象は、我々の思惟のそこには如何なるそれ自体で基礎付けられた現実的存在をもたぬ単なる表象に外ならぬ」(A490~491, B518~519)のであると。この学説は超越論的観念論と称された。現象(単なる表象)と物自体とを峻別するこの超越論的観念論の立場から考察すれば、一切の二律背反は、次のような全くの「弁証的論証」(dialektisches Argument)に基づいていることが明らかになる。

即ちそれは、先ず「被制約者が与えられていれば、その制約の全系列も与えられている」という大前提を立て、次

に「ところが我々には感官の対象が被制約者として与えられている」という小前提を立て、最後に結論として「それ故に感官の対象の全系列も同様に与えられている」と主張するのである。この推論は、もっともらしく見えるが、その大前提が既に誤っているのである。何故ならば、「被制約者が与えられているならば、正にそれによって、その被制約者に対する一切の制約の系列における背進が我々に課せられている (aufgegeben)」(A497~498, B526) ということは、「分析的命題」或は「理性の論理的要請」であるから、確實で些かの疑いの余地もない。しかし、被制約者が与えられているからと言って、その制約の全系列もまた与えられている (ergeben) と言うことは我々には許されぬからである。超越論的觀念論が教えるように、我々に与えられる被制約者は、物自体ではなく、あくまでも現象(単なる表象)であって、覚知の經驗的綜合(即ちその制約へと背進すること)においてはじめて与えられるものである。従って、かかる被制約者が与えられているからと言って、その制約の全系列もまた与えられているとは絶対に言えぬのである。かくて先の推論は、大前提が既に誤っていると云わねばなるまい。

その推論の誤謬はこれのみではない。その推論において、「大前提は、被制約者(媒概念)を超越論的意味に解して純粹カテゴリー〔理念〕の対象〔物自体〕とし、小前提は、被制約者を經驗的意味に解して現象にのみ適用され得る悟性概念〔カテゴリー〕の対象〔現象〕として与える」(A499, B527)のである。従ってその推論は、被制約者という媒概念を大前提と小前提において異なる意味で使用しており、明らかに「媒概念曖昧の誤謬」或は「立言形式の詭弁」(sophisma figurae dictionis)を犯すものである。

かくて先の推論は、超越論的觀念論の立場から検討すれば、全くの弁証的論証であることが明白になった。すると

二律背反を構成する相対立した主張は、孰れもかかる誤謬推理に立脚した弁証的主張であるから、「双方の係争当事者の申立ては当然却下されてよろ」(A501, B529)のではないだろうか。

しかし、とカントは言う、定立と反定立の双方或はその一方が主張される事柄そのものについて誤謬を承認したわけではないので、たとえこのように係争をやめるよう指示しても、双方による係争は終結することなく依然として続くであろう。何故ならば、例えば「世界は空間的に無限である」(A503, B531)と云う主張と「世界は空間的に無限ではない」(ibid.)と云う主張がなされる場合、排中律によりそれらの孰れかが正しいに違いないということは極めて明白に思われるからである。そこでかかる係争を完全に終結させるために、カントは次のような調停の道を提出するのである。

誰かが「およそ物体は良い匂いをもつか、良い匂いをもたぬかの孰れかである」(ibid.)と言ったとすれば、この選言的命題は真と思えよう。しかしそこには「或る物体は全く匂わない(匂いを発散しない)」(ibid.)と云う第三の選言肢が成立し得るので、その選言的命題中の二つの命題は「矛盾対当」(kontradiktorische Gegenteil)をなせず、「対当」(die Entgegenteilung)をなすに留まる。従ってその二つの命題は共に偽でもあり得るので、それらの孰れかが真とは決して言えぬであろう。全く同様にして、「世界は空間的に無限であるか、無限ではない(即ち有限である)かの孰れかである」と云う選言的命題は、「世界は空間的に無限でも有限でもない」と云う第三の立場を許すので、その命題中の二つの命題は、本来の「矛盾対当」即ち「分析的対当」(analytische Gegenteil)をなせず、共に偽でもあり得るような「対当」即ち「弁証的対当」(dialektische Gegenteil)をなすに留まるのである。従ってそれらの

孰れかが真とは決して言えぬであろう。かかる事情は、「他の一切の宇宙論的理念についても妥当する」(A505, B533)のである。

四) かくて二律背反はかかる弁証的対当に基づく「超越論的仮象」として自らを暴露するであろう。それでは、かかる超越論的仮象を惹起した宇宙論的理念の要請する「絶対的完全性」という原則は、かかる廢棄さるべき弁証的意味しかも得ないのであろうか。既に見たように超越論的觀念論の立場からすれば、被制約者が与えられている場合制約の全系列は与えられているのではなく、唯その制約を求めて背進することが我々に課せられているのであった。すると、絶対的完全性或は全体性という原則の本来の意味は、「なるほど客観における全体性を現実的なものとして思惟するための公理 (das Axiom) としてではないが、理念における完全性に従って与えられた被制約者に対する制約の系列における背進を行い且つ(それをどこまでも)継続するための悟性それ故に主観にとつての問題 (das Problem) として、今尚妥当性を保持する」(A508, B536)であろう。即ちそれは、およそ背進よりも前に客観において何がそれ自体与えられているのかを予料する(現象界の概念を一切の可能的經驗を越えて拡張する)ための理性の「構成的原理」(konstitutives Prinzip)ではなく、背進において我々が何をなすべきかを(即ちどこまでも背進を継続し、それをやめるなどいうことを)指示する(即ち經驗をできるだけ進展・拡張させる)ための理性の「統制的原理」(regulatives Prinzip)なのである。先の超越論的仮象は、「単なる理念」にすぎない宇宙論的理念に客観的實在性を認め、理性の「統制的原理」を「構成的原理」として誤用したことに帰因すると言う外あるまい。

さて、このように純粹理性の二律背反一般についてのカントの論究を概観してみれば、二律背反は要するに、「単なる誤解」（即ち(1)「弁証的論証」(2)「弁証的対当」或は(3)理性の「統制的原理」を「構成的原理」と誤認すること）を原因として、そのような誤解の上に成り立っている超越論的仮象であることが明らかになったであろう。超越論的觀念論の立場から以上のことを究明した後で、カントは愈々四つの二律背反各々についての「批判的解決」へと赴くのである。それは如何なるものか。またそこには如何なる問題があるのか。次に我々は、第三の二律背反を中心に、このことを考察せねばなるまい。

註

- (1) Vgl. K. d. r. V., A415. B443.
- (2) Vgl. Ibid., A418. B446. カントによれば、かかる第一項と二つの無制約者は、「世界の捉り」(die Weltanfang)並びに「世界の限界」(die Weltgrenze)・「単純なる」(die Einfache)・「絶対的自因活動性」(absolute Selbsttätigkeit) 即ち「絶対的自因」(absolute Freiheit)・及び「絶対的自然必然性」(absolute Naturnotwendigkeit) による。
- (3) Vgl. Pröl., § 52a, S. 340. ニュトマンは、「この証明は正しくなく、私は保証する」と記す。
- (4) Vgl. K. d. r. V., A444~446. B472~474.
- (5) Vgl. Ibid., A445~447. B473~475.
- (6) この名称を、カントは「超越論的实在論」(transzendentaler Realismus) と自分の立場を区別するために使用する。しかし同じ立場を、ニカルトやハーケリヤの觀念論と区別するために、カントは「形式的觀念論」(formaler Idealismus) 或は「批判的觀念論」(kritischer Idealismus) とも稱する。Vgl. Pröl., § 13, Anmerk. III, S. 293, & § 49, S. 337.
- (7) Vgl. Logik, Akad., Bd. IX, § 48, S. 116~117. 「矛盾の弁をなす判断は矛盾の推論にならば……互いに矛盾たる二つの判断は、排中律により二つとも真ではあり得ない。また二つとも偽ではあり得ない。従ってその一方が真であれば、他方は偽であり、その逆も成立する。」

三

前章で明らかになったように、純粋理性の二律背反は係争当事者双方の「単なる誤解」の上に成り立つ超越論的仮象であった。そうすれば、双方の弁証的主張は一切却下されて然るべきではないだろうか。カントは、第一及び第二の所謂「数学的二律背反」に対して、実際この通りの解決を行っている。即ち、カントによれば、「双方の当事者の主張は虚偽の前提に基づくものとして却下さね」(A529, B557) ばならないのである。

ところが、カントは、第三及び第四の所謂「力学的二律背反」に対しては、かかる我々の予期に全く反する解決を行うのである。即ち、カントは言う、力学的二律背反において双方の相対立する主張は、或る意味において「共に真であり得る」(A532, B560) ので、却下される必要はない、否、それどころか「双方の満足のゆくように和解される」(A530, B558) 見込みさえある、と。力学的二律背反に対するこのような解決は、明らかに前章で見た純粋理性の二律背反一般についての論究を完全に覆すものである。何故にかかる奇妙な解決をカントは行うのであろうか。我々はカントにその所以を質す必要がある。カントはそれをおよそ次のように説く。

これまで「我々は、全ての超越論的〔即ち宇宙論的〕理念によって生ずる純粋理性の二律背反を表の形式で提示し、〔理性の〕かかる矛盾の生ずる理由を指摘し、この矛盾を解決するための唯一の手段を指摘した。その手段とは双方の相対立する主張が共に偽であると説明することであった。」(A528, B556) しかし、宇宙論的理念をこのように一般的に表象する場合、我々は常に現象における制約の下に留まらねばならなかったのである。何故ならば、かかる現象

における「制約の系列は、それがどこまで拮が、つて、いるのか——換言すれば、系列が理念に適合しているかどうか、或は理念に対して過大 (zu groß) であるか、過小 (zu klein) であるか——ということだけを見る限りでは、全て同種の」(A530, B558) であり、その限りにおいてはじめて我々は全ての宇宙論的理念を一般的に表象することもできただからである。従ってまたその限りでは、理念の根底に存するカテゴリーが、「同種のもの」(das Gleichartige) の綜合、「即ち現象の数学的結合」だけを含むか、異種なもの (das Ungleichartige) の綜合、「即ち現象の力学的結合」をも含むか (Ibid.) という区別も看過されねばならなかったのである。⁽¹⁾

ところが、二律背反を個々にわたって解決するとすると、もはやかかる区別を無視することは許されぬであろう。数学的二律背反を惹起する理念の根底に存するカテゴリー (即ち「全体性」及び「実在性」) は、同種のものとの綜合だけを含むものである。従って数学的二律背反の場合、現象の系列には、被制約者とその制約は共に同種のもの (即ち時間的あるいは空間的現象) であるというように、それ自身系列の一部であるような「感性的制約」(sinnliche Bedingung) しか入り込み得ない。それ故にかかる数学的二律背反に対しては、前章で見たとおりのまま妥当なので、「相対立する双方の主張が共に偽である」と言う外にその解決はあり得なかったのである。これに反して力学的二律背反を惹起するカテゴリー (即ち「因果性」及び「必然性」) は、異種なものとの綜合をも含むものである。⁽²⁾ 従って力学的二律背反の場合、現象の系列には「感性的制約」の外に、被制約者とその制約はそれぞれ異種なもの (即ち前者は現象・後者は物自体) であるというように、それ自身現象ではない全く可想なものとして系列のそとにあるような「非感性的制約」(nichtsinnliche Bedingung) をも容認され得る。それ故に、かかる力学的二律背反において相対立

する双方の主張は、「感性的制約」及び「非感性的制約」というそれぞれ別々の制約についての主張と考えられよう。かかる意味において理解すれば、力学的二律背反に対しては、前章で見たところはそのまま妥当せず、全く別の結果が、即ち「相対立する双方の主張は共に真であり得る」という解決が生ずるのである。

以上が我々の先の問いに対するカントの解答である。力学的二律背反において、「相対立する双方の主張は共に真であり得る」という奇妙な解決が生ずる所以をこのように述べた後で、愈々カントは第三の二律背反に対する解決へと赴くのである。その解決とは、勿論今見た力学的二律背反に対する解決に従うものであるが、その骨子を示せば、およそ次の通りである。

現象（感覚界における出来事）においては、「超越論的分析論」で説明されたように、自然法則（因果律）の正当性は絶対的であり、如何なる例外も許されない。従って現象が物自体であるとすれば、出来事の制約（原因）は常に現象の系列のうちだけにだけ含まれることとなり、自由は救われようがない。しかるに、現象は物自体ではなく、経験的法則に従って連関する単なる表象に外ならない。従って、かかる現象は現象でない根拠即ち「可想的原因」(intelligible Ursache)をもたねばならない。すると、かかる可想的原因から生じた結果は、確かに現象であり、現象の系列のうち、あり、従って他の現象（原因）によって規定され得るが、——可想的原因とその因果性は、現象ではなく、現象の系列のそとにあり、従って他の現象によって規定され得ないことになる。従って、同一の結果（現象）が、その可想的原因に関しては自由から生じた結果と見做され得るが、——現象的原因に関しては自然法則に従って現象から継起した結果と見做され得ることになる。ところで、定立は前者についての主張であり、反定立は後者についての主張と考えられ得る。それ故に、第三の二律背反において相対立する主張は、決して「矛盾対当」の関係をなさず、共に真であり得るのである。⁽³⁾

これが第三の二律背反に対してカントの行った解決である。ところが、かかるカントの解決に対して、第一章で触

れたように、しばしば問題のある解釈が行なわれているように思われる。それは如何なる解釈であろうか、またそこには如何なる問題が潜んでいるのであろうか。次に我々はこのことを考察せねばなるまい。

註

(1) Vgl. K. d. r. V., A420, B448.

(2) 別のところでカントは、「力学的理性概念は次のような特異点をもつ。即ち、——それが関与するのは、量(即ち合成量及び分割量。これらにおいては同種のなものが前提される)」として見られた対象ではなく、対象の現実的存在だけであるから、我々は制約の系列の量は捨象してもよい。そして制約については被制約者に対する制約の力学的関係だけが問題である——と「*Grundgesetze*」と説く。Vgl. *Ibid.*, A535~536, B563~564, & *Prolog.*, § 53, S. 343.

(3) Vgl. K. d. r. V., A536~537, B564~565.

四

前章で見たような第三の二律背反に対するカントの解決の仕方について、N・K・スマスは、「数学的なものとの区別がこのようにカテゴリーから理念へと拡張されると、その妥当性はかなり疑わしくなる」ので、カントはここでもかなり artificial な区別を行っているように思われる。従ってまた、数学的二律背反と力学的二律背反に対するカントの相異った取扱ひも arbitrary である。かかる arbitrary な取扱ひをカントが敢えて行った理由は、「彼が、カテゴリーの客観的妥当性を成功裡に確立したことにより勇氣付けられ、その証明が一層強固にした現象と物自体の区別の重要性を増々確信するに至り、そして精神的、生活(spiritual life)の問題に心を奪われていた」(傍点筆者) ことにある——と論じている。⁽¹⁾ また H・W・カッシーラーは、「カントのかかる解決は極めて curious

で unsatisfactory である。そのような解決をカントが行った主要な理由は、「彼が甚しく、道徳的自由の問題に心を奪われている」「「傍点筆者」からである——と推察している。⁽²⁾ 更に岩崎武雄博士は、——本来ならば、カントは反定立の立場を取るべきである。定立の主張は、カントが基礎付けようとしている形のままでは、全くその根拠を有していない。それにも拘らず、カントがそのような解決を行い、定立の主張に大きな意義を与えた理由は、「この定立の主張を認めなければ、人間の実践的自由というものが全く認められなくなる」「「傍点筆者」ということであった——と論及されている。⁽³⁾」

これらの研究者たちの解釈は、カントが第三の二律背反に対して数学的二律背反とは異った解決を行った理由を執りも実践的自由に対するカントの配慮に求めるといふ点において、全く共通しているように思われる。かかる解釈は正当なものと言えるであろうか。

確かにカントは、二律背反一般を通じて定立側の主張に寄せられる関心として何よりも先ず「或る種の実践的関心」(ein gewisses praktisches Interesse) を挙げ、定立の主張することは「孰れも道徳及び宗教の礎石をなすものである。」「ところが」「反定立は我々からかかる支持を全て掠奪する、或は少なくとも掠奪するかのように見える」(A466, B494) と言ひ、この言い方に従って「自由の実践的概念は自由の超越論的概念に基づく」(A533, B561) 或は「超越論的自由の廃棄は同時に一切の実践的自由を絶滅するだろう」(A534, B562) と述べてゐる。そこで、カントが数学的二律背反と全く同様にして第三の二律背反を「相対立する双方の主張は共に偽である」と解決したとすれば、その結果はどうなるであろうか。疑いもなく岩崎武雄博士が言われるように、⁽⁴⁾ それによって我々人間の実践的自

由というものが全く認められなくなり、我々は自分の行為に対して何等の責任をも持たなくなり、従って道德というものは全く無に帰してしまふであろう。ところが、我々人間が道德を有し、自分の行為に責任を負うということ、換言すれば実践的自由を持つてゐることは否定しがたい事実であろう。従つて、カントが第三の二律背反を数学的の二律背反と全く同様にして解決したとすれば、その解決は、我々がかかる実践的自由を持つつという事実⁽⁵⁾に全く相反するものとなつてしまふであろう。

このように考察すれば、確かに先述の研究者たちが指摘するように、カントが第三の二律背反に対して数学的の二律背反とは異つた取扱いを行つた主要な理由は、実践的自由に対するカントの配慮にあつたと言ふべきかも知れない。その意味でこの解釈は、数学的の二律背反と力学的の二律背反に対するカントの取扱いの相異が生ずる所以を美事に映出するように思われる。しかし、そうであるからと言って、この解釈が正当なものと言えるかどうかは問題ではないだろうか。何故ならば、この解釈が正しいとすれば、即ち実際にカントがこれらの研究者たちの指摘する通りに第三の二律背反を解決したとすれば、カントは少なくとも次の二つの非難を免れ得ないように思われるからである。

まず、非難の第一はこうである。カントは、「或る状態を自ら始める能力」(A533, B561)としての宇宙論の意味における自由—即ち「超越論的自由」—と「意志が感性の衝動による強制に依存しないこと」(A534, B562)としての実践の意味における自由—即ち「実践的自由」—を峻別し、後者は前者に基づくと言ひ、後者に前者が基づくとは言わぬ⁽⁵⁾。このことは容認しよう。ところが、後者に対する配慮から、前者の存立をカントは推論している。従つて今、Tは「超越論的自由が存在する」ということを、Pは「実践的自由が存在する」ということを意味するものとす

れば、「Wenn T, so P」→「P」→「Also T」という後件肯定の誤謬推理をカントは暗黙裡に行い、それに立脚して超越論的自由の存立を究明している。これは明らかに「論点先取」(petitio principii)の議論であり、かかる論究では問題は何等解決しないであろう。例えばスピノザは、「一切が神の本性の必然性から起り、自然の永遠なる諸法則・諸規則に従って生ずる」⁽⁶⁾と言い、従って「人間が自分を自由と思っているのは誤っている。そしてそうした誤れる意見は、彼等が彼等の行動は意識するが、彼等をそれへと決定する諸原因は知らぬということにのみ存する」⁽⁷⁾と説く。これに対してカントが「実践的自由は経験によって証明され得る」(A802, B830)と言ってみても、かかる実践的自由から超越論的自由の存立を推論することは原理的に不可能である。それ故に、カントの第三の二律背反に対する解決は、原理的に誤謬を含む解決である。

次に、非難の第二はこうである。本来ならばカントは、第一及び第二の二律背反と同様に、第三の二律背反に対しても「相対立する双方の主張は共に偽である」と解決すべきであった。ところが、実践的自由に対する配慮から、(否、実践的自由を護るために)カントは、数学的・二律背反と力学的・二律背反という全く artificial な区別を設けることによつて、不当にも論究の筋道を曲げてしまった。それ故に、第三の二律背反に対するカントの解決は、捏造された解決以外の何ものでもない。⁽⁸⁾

かくて、先述の研究者たちの指摘する通りに実際カントが第三の二律背反に対する解決を行ったとすれば、今見た二つの非難が不可避的であり、カントの行った解決は恐らく徒勞と化してしまうのではないだろうか。カントが、かかる誤謬推理を行い、それに基づいて捏造された解決を行ったとは考えられぬであろう。⁽⁹⁾我々はカント自身をではなく、

むしろ先述の研究家たちの解釈を疑わざるを得ないであろう。第一章において私が、その解釈を疑問的で、正当なものとは思えないと言った所以である。

さてそれでは、前章で見た第三の二律背反に対するカントの解決は、如何なるものと理解すればよいのであろうか。小論の課題であったこの問いを即座に解決することは容易ではあるまい。しかし我々は、せめてこの問いを解決する方向だけでも見定めておく必要があろう。

註

- (1) Comp. N. K. Smith, *A Commentary to Kant's 'Critique of Pure Reason'*, Macmillan, London, 1923, p. 510~511.
- (2) Comp. H. W. Cassirer, *Kant's First Critique*, George Allen, London, 1968, p. 310~311.
- (3) 岩崎武雄、『カント「純粹理性批判」の研究』勁草書房、一九六五年、四五〇~四五二頁。参照、四六三頁及び四七〇~四七一頁。
- (4) 前掲書、四五〇~四五二頁。
- (5) Vgl. K. d. r. V., A533, B561, & A534, B562.
尚、カントにおける「超越論的自由」及び「実践的自由」とは何か、また両者は相互に如何なる關係にあるのかについては、『哲学論文集』・第二輯（九州大学哲学会、一九六六年）の——カントに於ける「先験的自由」と「実践的自由」——と云ふ論文（五五~七四頁）において黒積俊夫氏が詳論されているので、それを参照してもらいたい。
- (6) B. d. Spinoza, *Ethica*, Schol. Prop. 50, p. 4, & Comp. *Ibid.*, Prop. 29 & 32, p. 1.
- (7) *Ibid.*, Schol. Prop. 35, p. 2.
- (8) 「整理された解決」のごう表現には語弊があるかも知れぬが、N. K. スミスの——Kant's differential treatment of the two sets of antinomies is arbitrary, and would seem to be due to his having attempted to superimpose, with the least possible modification, a later solution of the antinomies upon one previously developed.——云ふ言

い方や、H・W・カッシーラーの——We shall argue that both the exposition and the solution of the [third] antinomy are wrongly conceived,——と云う言ひ方も極言すれば、第三の二律背反に対するカントの解決は捏造されたものであると云う表現に通ずるべきであろう。Comp. N. K. Smith, Commentary, p. 511, & H. W. Cassirer, Kant's First Critique, p. 302.

実際H・W・カッシーラーは、本文でも述べたように、第三の二律背反に対してもカントは「相対立する双方の主張は共に偽である」と解決すべきであったと論じている。Comp. Ibid., p. 304.

(6) Vgl. Logik, Akad., Bd. IX, §75, S. 129, & §92, S. 135.

五

そこで、先ず我々が注意しておかねばならぬことは、この第三の二律背反において問題となっているのは、「実践的自由」ではなく、あくまでもその理論的根拠となるべき「超越論的自由」であるということである。かかる第三の二律背反を、実践的自由に対する配慮から解決することは、正に本末転倒の議論と言う外あるまい。第三の二律背反は、従つて原理的に実践的自由の問題を度外視して、あくまでも思弁の理性の問題として、思弁の理性の領域で解決されねばならぬ問題ではないだろうか。⁽⁷⁾

我々は、カントがこのことに十分留意していたことを、カントの次の言葉によって確認できよう。即ちカントは言う、「意志の自由〔即ち実践的自由〕の問題に関して、昔から思弁の理性をいたく悩ましているものは、もともと超越論的なものに外ならない。そしてそれは継起する事物或は状態の系列を自ら始める能力が想定されねばならぬかどうかという問題に端的に関わるのである」(A448, B476)そしてかかる「超越論的自由に関する問題は、思弁的知識に

のみ関わるものであり、……それについては、純粹理性の二律背反において十分な説明が見出された」(A803～804, B831～832)・従って「実践的な事柄を論じる場合、我々は超越論的自由を全く関係のないものとして度外視することができよう」(ibid.)と。そうすると、かかるカントが、超越論的自由と実践的自由の問題場面を混同し、⁽²⁾ 第三の二律背反を実践的自由に対する配慮から解決した、と考えるのは少し無理な解釈ではないだろうか。確かにカントが実践的自由の問題に並々ならぬ関心を寄せていたことは、誰しも否定できまい。しかし、そうであるからと言って、第三の二律背反を実践的自由に対する配慮から解決したとさえねばならぬという必然性は、どこにもあるまい。何故ならば、今見たように、カントは第三の二律背反の問題場面を十分に見定めていたと考えられるからである。

さてそれでは、第三章で見たカントの第三の二律背反に対する解決は、如何なるものと理解すればよいのだろうか。今見たように、少くともそれが思弁的理性の問題として思弁的理性の領域において解決されたことは明らかである。しかし、カントは、思弁的理性の領域において、第三の二律背反に対して「定立も反定立も共に真であり得る」という解決を与え得るのであろうか、与え得るとすれば、如何にして与え得るのであろうか。これは当然生ずる疑問であろう。何故ならば、現象(phenomena)において因果律が普遍・必然的に妥当することを主張する反定立が真であることは「超越論的分析論」において証明されているが、⁽³⁾ 物自体(noumena)において超越論的自由が妥当することを主張する定立が真であることは何等証明されてはいないからである。

かかる疑問に対して、カントは次のように答えている。即ち、第三の二律背反の解決において私(カント)は、自由の「現実性」はもとより、その「可能性」さえ説明しようとしたのではなく、「自由による因果性」と「自然法則

による因果性」が少なくとも矛盾しないということを示しただけである。⁽⁴⁾従って超越論的自由は、思弁的理性にとって問題として残るだけであり、「唯、蓋然的に思惟することが不可能ではないものとして立てることができた」⁽⁵⁾にすぎないとカントは言うのである。確かに、現象の系列のうち自由を現実的（或は可能的）なものとして立てることは、因果律に抵触するであろう。しかし、（かかる現象の根拠として）現象の系列のそこにある物自体と現象との系列において超越論的自由を想定することは、因果律に抵触せず、少なくとも denkbar であろう。何故ならば、そこではもはや因果律が妥当し得ぬことは、「超越論的分析論」が教えたところだからである。⁽⁷⁾かくてカントが、第三の二律背反に対して「定立も反定立も共に真である」と解決せず、「定立も反定立も共に真であり得る」という慎重な解決を与える所以も明らかになったと思う。即ちカントは、phenomena において反定立の主張が真であり、noumena においては定立が真であり得ると解決しているのである。⁽⁸⁾

さてこのように考察すれば、小論の課題に対して我々は、次のように答えるべきではないだろうか。即ち確かにカントが実践的自由の問題に並々ならぬ関心を寄せていたということは否定し難い事実であろう。しかしカントは、第三の二律背反を原理的にはあくまでも思弁的理性の問題として把握、思弁的理性の領域においてその解決を試みていたのである。従って、カントの数学的二律背反と力学的二律背反の区別、それらに対する取扱いの相異、及びそれに基づく第三の二律背反に対する「批判的解決」は、カントが実践的自由の問題に心を奪われていたか否かということとは無関係であろう。むしろそれらは、「超越論的観念論」という批判哲学特有の立場から、「かかる矛盾〔二律背反〕に陥っても理性には確実性に達する道が開けているかどうか、開けているとすればどのように開けているのか」

(A421, B449) を理論的に検討することによって生じた必然的帰結であったと言うべきであろう。我々はカントの第三の二律背反をかかるとして文字通り再評価してみる必要があるのではないだろうか。

以上によって小論の目的は、ほぼ達成されたと思う。カントの「超越論的自由」をめぐる論究は、小論の課題以外にも様々な問題を含むように思われる。それらについては、稿を改めて検討する必要がある。

註

- (1) 黒田亘氏も、少なくともこの点に関しては、私と同様の見解を取られているように思われる。参照、黒田亘、「行為の責任について」『自由と行為』、哲学会論、有斐閣、一九七三年、一二八頁。
- (2) Comp. H. W. Cassirer, Kant's First Critique, p. 303.
- (3) Vgl. K. d. r. V., A189ff. B232ff.
- (4) Vgl. Ibid., A557~558. B585~586.
- (5) Vgl. Ibid., A803. B831.
- (6) I. Kant, Kritik der praktischen Vernunft, AkAd., Bd. V, Vorrede, S. 4.
- (7) Vgl. K. d. r. V., A246. B303.
- (8) かかる解決を見れば明らかのように、カントは、確かに一方において、「双方の満足のゆくように和解」している。しかし他方において、双方の主張をチェックしてゐるのである。即ちカントは、合理的宇宙論の形而上学的ドグマも、懐疑論と化した経験論の反形而上学的ドグマも、共にチェックし、双方の主張を全面的に承認しているのではない。

* Vgl. K. d. r. V., A471. B499.

また、かかる解決は、所謂「批判期」以前の論文——「形而上学的認識の第一原理の新解明」——における論究とは著しい隔りがある。カントは、そこで「決定理由律」(principium rationis determinantis) を提唱する「自然一元論的」立場に立ちながら、尚且つ人間の自由意志が成り立つことを説明しようと試みている。^{***}しかし、かかる「自然一元論的」解明が不成功で

あつたことは、『純粋理性批判』において（人間の自由意志の理論的根拠となるべき）超越論的自由が今見たように言わば「二元論的」解決に改められたことをもって、証明できよう。

* * 浜田義文、『若きカントの思想形成』、勁草書房、一九六七年、二二二頁。

*** Vgl. I. Kant, *Principiorum primorum cognitionis metaphysicae nova dilucidatio*, AKad., Bd. I, Prop. IX, S. 398~406.